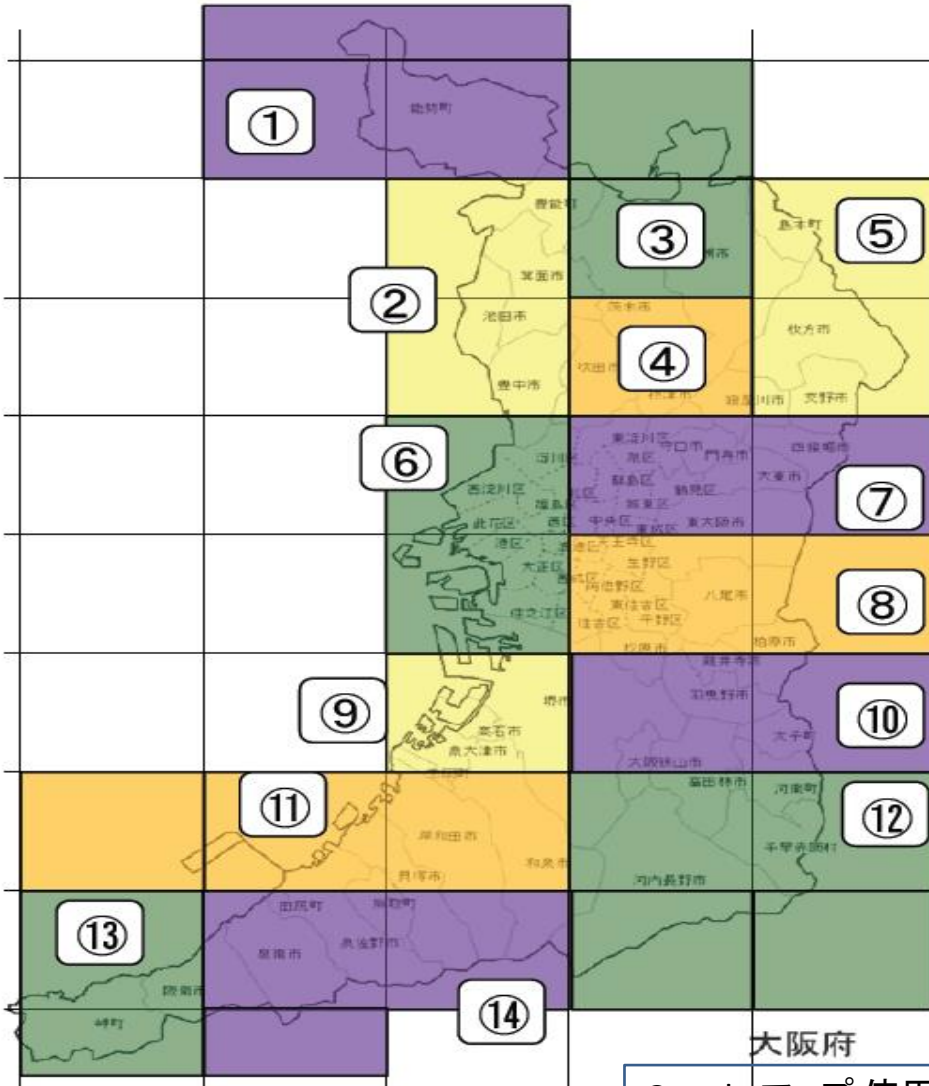


大阪府次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン(概要)

[H25.3策定、H27.2改定]



当ビジョンで位置づける充電器(急速充電器又は普通充電器)の設置エリア及び箇所数については、以下の基準により算定する。

■大阪府内を10km×10kmのメッシュに分ける。(計14エリアを設定)

＜エリア区分＞

(ア) 幹線道路があり交通量の極めて多く、かつ、主要観光スポット・集客施設等の目的地のある地域：
各エリア毎に原則充電器80箇所

(イ) 幹線道路があり交通量の多い地域：
各エリア毎に原則充電器40箇所

(ウ) 幹線道路はないが、主要観光スポット・集客施設等の目的地のある地域：
各エリア毎に原則充電器20箇所

(エ) 上記(ア)～(ウ)以外の地域：
各エリア毎に原則充電器10箇所

ビジョンにおける目標設置箇所数と付与数(ビジョン適合件数)

設置エリア	設置場所	エリアの特徴(幹線道路、主要観光スポット・集客施設等)	箇所数	付与数
エリア1	能勢町、豊能町の一部	—	10	0
エリア2	能勢町・豊能町・茨木市・箕面市・豊中市・吹田市の一部、池田市	国道171・173・176号	40	22
エリア3	豊能町・箕面市・茨木市・高槻市・島本町の一部	明治の森・箕面国定公園	20	7
エリア4	箕面市・茨木市・高槻市・豊中市・吹田市・摂津市・守口市・寝屋川市・枚方市の一部	国道1号(京阪国道)、中央環状線	40	38
エリア5	島本町・高槻市・枚方市・寝屋川市・交野市の一部	国道1・171号線、ひらかたパーク	40	25
エリア6	大阪市の一部(西部)、豊中市・吹田市・堺市の一部	国道43・423号線、大阪港、海遊館、USJ	80	61
エリア7	大阪市の一部(北東部)、門真市、四條畷市、大東市、吹田市・摂津市・守口市・寝屋川市・交野市・東大阪市の一部	国道1・170号線、中央大通り、中央環状線、大阪城	80	66
エリア8	大阪市の一部(南東部)、八尾市、東大阪市・堺市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・柏原市の一部	国道170号線、中央環状線、アベノハルカス、長居公園	80	38
エリア9	堺市・忠岡町の一部、高石市、泉大津市	浜寺公園、仁徳天皇陵	20	20
エリア10	堺市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・柏原市・大阪狭山市・富田林市・河南町の一部、太子町	国道170号線、堺狭山線、近つ飛鳥博物館、古墳群	80	27
エリア11	堺市・忠岡町・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町の一部	国道26・170号線、蜻蛉池公園、岸和田だんじり	40	29
エリア12	堺市・大阪狭山市・富田林市・河南町・和泉市・河内長野市の一部、千早赤坂村	富田林サバーファーム、花の文化園	20	4
エリア13	岬町、阪南市の一部	—	10	2
エリア14	阪南市・田尻町・泉佐野市・熊取町・貝塚市・岸和田市・和泉市・河内長野市の一部、泉南市	国道26・170号線、りんくうタウン	40	20
合計			600	359

【注】「箇所数」に掲げる充電器の種類は、「急速充電器又は普通充電器」である。